

2月定例会 連絡事項

1. 「こども 110 番の家」協力事業について

【1】協力者名簿について

令和 8 年度の「こども 110 番の家」協力者に対する保険加入のため「こども 110 番の家」協力者名簿をご提出ください。

<作成方法>

別紙「令和 7 年度（令和 7 年度にご提出いただけなかった場合は、それ以前の名簿）協力者名簿」をご確認いただき、下記の要領で名簿の更新をお願いいたします。

パターン	対応
①協力者を名簿から削除する場合	名簿から「赤色の取り消し線」で削除
②協力者を名簿へ新規追加する場合（※）	名簿へ「氏名・住所・連絡先等」を記入
③協力者に変更がない場合	名簿へ「変更なし」と記入（または変更無しの旨を自治推進課へ報告）

<提出先等>

市民協働課へ提出をお願いいたします。

なお、今年度より名簿はデータ（「CD-R への保存」又は「メール送付」）での提出をお願いいたします。

<提出期限>

4月24日（金）まで

（保険適用期間が5月1日から翌年4月30日までであるため、名簿提出までの空白期間が生じる場合（名簿提出が間に合わない場合）は、名簿提出までの期間について令和7年度の名簿をもって令和8年度の名簿として読み替えることとします。）

【2】協力企業について

<包括連携協定を結ぶ企業等との連携>

堺市と包括連携協定を結ぶ企業等より、「こども 110 番運動」への協力申し出があった場合、堺市において名簿登録を行います。（当該企業の店舗等の所在する地域の連合自治会長様にはその旨書面にてお知らせいたします。）

【3】「堺市こども 110 番マップ」の作成について

堺市こども 110 番運動の取組みをより多くの方々に知っていただき、地域の防犯環境の向上を図ることを目的に「堺市こども 110 番マップ」を作成し、市 HP 上で公開しています。

・マップへの掲載は企業（店舗）のみとなります。

・令和 8 年度から新たにマップへの掲載に賛同いただける企業（店舗）につきましては、「【1】協力者名簿」の「マップ掲載」欄に○を付けてください。令和 7 年度に賛同いただいた企業（店舗）には、「マップ掲載」欄に◎を付けて青塗りしています。（堺市と包括連携協定を結ぶ企業等については、市において「マップ掲載」の許可を確認済みのため、あらかじめ◎を付けています。）

【4】令和8年度契約内容（予定）

＜契約期間＞

令和8年（2026年）5月1日から令和9年（2027年）4月30日

＜加入保険内容＞

死亡・重度後遺障害 1,000万円
中度後遺障害 300万円・軽度後遺障害 30万円
入院見舞金（日数に関係なく） 5万円
通院見舞金（日数に関係なく） 1万円
建物損害・収容物損害（損害額に関係なく）3万円。

＜申請必須条件＞

こども 110 番の家活動に直接起因する事件であること及び警察に被害届けを提出されていること。逃げ込んだこどもが明らかであること。

＜給付対象者＞

実施者（名簿記載者）、実施者の配偶者、実施者もしくは実施者の配偶者と生計を共にする同居親族や別居の未婚の子、又は実施者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。※同居親族とは、実施者の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のこと。

（事業内容問合せ先）

子ども育成課 電話：228-7457

（名簿提出先）

市民協働課 電話：228-7405 / メール：shikyo@city.sakai.lg.jp

※「CD-R」で提出される場合は、各区役所自治推進課へ提出をお願いいたします。

